

令和8年度三宅村宿泊事業者等支援補助金交付要綱（案）

8 三観産発第1号
令和8年4月1日

（目的）

第1条 本要綱は、三宅村内において宿泊事業等を営む事業者を支援し、今後多様化する観光客のニーズに対応するとともに、観光商工業の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において三宅村宿泊事業者等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三宅村補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、宿泊事業、飲食事業、小売事業及び生活関連サービス事業を営む者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村内に事業所を設置し、補助金交付完了後5年以上継続して事業を行う見込みがある者
- (3) 小売事業者及び生活関連サービス事業者については、常時看板を掲出し、不特定多数の来客があり、かつ不定期営業でない者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

- (1) 村税・使用料等に滞納がある場合
- (2) 移動販売のみを行う店舗又は配達のみを行う店舗
- (3) 政治・経済・文化団体、農業、林業、漁業、建設業、製造業、電気・ガス、情報通信業、郵便業、卸売業、金融業、医療・福祉、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、清掃業等）に該当する者
- (4) 当該事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
- (5) その他村長が適切でないとは判断する事業を実施しようとする場合

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、別表第1に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とし、年度内で完了する事業とする。ただし、当該事業について他の補助制度等で補助金を受けている場合は、補助対象としない。

2 同一事業所に対する補助金の交付は、1回限りとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第1に定める額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業等着手前に、三宅村宿泊事業者等支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて村長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに交付決定の可否を行い、三宅村宿泊事業者等支援補助金交付決定通知書（様式第2号）又は三宅村宿泊事業者等支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(変更)

第7条 申請者が申請内容を大幅に変更するときは、三宅村宿泊事業者等支援補助金変更申請書（様式第4号）を提出し、村長の承認を得なければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 第6条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかに三宅村宿泊事業者等支援補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添えて村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条の実績報告書を受理したときは、三宅村宿泊事業者等支援補助金額確定通知書（様式第6号）により補助金の額の確定を行う。

2 村長は、実績報告書を審査の上、要件を満たさないと判断したときは、交付決定を取り消すことができる。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の補助金額確定通知を受けたときは、速やかに三宅村宿泊事業者等支援補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 村長は、前条に規定する請求書を受理したときは、当該年度末までに補助金を交付する。

(補助金の返還)

第12条 村長は、偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるとき、または当該補助金を受けた事業者が補助金交付完了後5年以内に事業所を廃業し、若しくは島外へ移転又は撤退したときは、補助金を返還させることができる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(現地調査)

第13条 村長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象となった改修等の工事及び購入した備品等について現地調査を行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱の施行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

(三宅村宿泊事業者等支援補助金交付要綱の廃止)

2 三宅村宿泊事業者等支援補助金交付要綱（7三観産発第22号令和7年4月18日施行）は、廃止する。

別表第1（第3条、第4条関係）

区分	補助対象経費	補助額
施設整備	(1)内装・外装・屋根の改修 (2)その他村長が必要と認めるもの	1,000,000円
環境整備	(1)施設内における関係備品の改修、更新 (2)照明器具類の整備 (3)冷暖房の整備 (4)周辺景観の整備 (5)宣伝広告に要する経費 (6)その他村長が必要と認めるもの	

〔注記〕

補助額の上限は1,000,000円とする。

1,000,000円以下の事業費については、実際に支出した金額を上限とする。

消費税は補助対象外とする。

年 月 日

東京都三宅島三宅村長 様

申請者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（個人の場合は商号又は名称、代表者の氏名）
（法人の場合は法人名、代表者の氏名）

三宅村宿泊事業者等支援補助金交付申請書

三宅村宿泊事業者等支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業者の業種 宿泊事業者 飲食事業者
 小売事業者 生活関連サービス事業者
- 2 補助対象区分 施設整備 環境整備
- 3 補助事業の目的
- 4 補助金申請額 円
- 5 事業の完了予定日 年 月 日
- 6 添付書類
 - ・事業計画書（別紙1）
 - ・補助事業一覧表（別紙2）
 - ・誓約書（別紙3）
 - ・村税等確認同意書（別紙4）
 - ・前年度の所得税関係書類等の写し（青色申告決算書）
※法人の場合は前事業年度の法人住民税申告書
 - ・見積書等の写し

事業計画書

① 補助事業の具体的な内容

② 補助事業の具体的な効果

別紙 2

補助事業一覧表

(単位：円)

No.	補助事業	見積取得業者名	金額 (税抜き)
1			
2			
3			
4			
5			
総事業額			

別紙 3

誓約書

年 月 日

東京都三宅島三宅村長 様

申請者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（個人の場合は商号又は名称、代表者の氏名）
（法人の場合は法人名、代表者の氏名）

三宅村宿泊事業者等支援補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けるにあたり、同要綱第 12 条に該当することとなった場合は、補助金の返還に応じることを誓約します。

別紙 4

村税等確認同意書

私は、三宅村宿泊事業者等支援補助金交付申請において、三宅村長が村税・使用料等の納入状況について確認することに同意します。

調査の結果、滞納等がある場合には、補助金の不交付となることについて異議ありません。

記

- 1 調査対象 村税・使用料等の納入状況（共有名義を含む）
法人の場合は、当該法人および代表者名義のもの
- 2 使用目的 補助金交付の決定に関する審査

年 月 日

東京都三宅島三宅村長 様

(納税義務者)

住所

代表者名

法人名

※申請者は以下記入不要

区分	該当 なし	未納 なし	未納 あり	確認者	備考
村税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
農業用水使用料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
住宅使用料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
衛生手数料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
国民健康保険税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
水道使用料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護保険料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
後期高齢者医療保険料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

様式第2号（第6条関係）

三宅村宿泊事業者等支援補助金交付決定通知書

年 月 日

様

東京都三宅島三宅村長

年 月 日付で交付申請のあった三宅村宿泊事業者等支援補助金について、下記のとおり決定しましたので、三宅村宿泊事業者等支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 交付条件 補助金交付完了後5年以上継続して事業を行うこと。

様式第3号（第6条関係）

三宅村宿泊事業者等支援補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

東京都三宅島三宅村長

年 月 日付で交付申請のあった三宅村宿泊事業者等支援補助金
については、下記の理由により交付することができませんので通知します。

記

（不交付理由）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

東京都三宅島三宅村長 様

申請者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（個人の場合は商号又は名称、代表者の氏名）
（法人の場合は法人名、代表者の氏名）

三宅村宿泊事業者等支援補助金変更申請書

年 月 日付で交付決定のあった三宅村宿泊事業者等支援補助金について、事業内容を下記のとおり変更したいので、必要書類を添えて申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 添付書類
- 4 変更前額
- 5 変更後額

年 月 日

東京都三宅島三宅村長 様

申請者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（個人の場合は商号又は名称、代表者の氏名）
（法人の場合は法人名、代表者の氏名）

三宅村宿泊事業者等支援補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった標記の補助金について、三宅村
宿泊事業者等支援事業が完了したので、関係書類を添付して下記のとおり報告し
ます。

記

- 1 事業者の業種 宿泊事業者 飲食事業者
 小売事業者 生活関連サービス事業者
- 2 補助対象区分 施設整備 環境整備
- 3 補助事業の内容
- 4 補助事業の効果
- 5 補助金申請額 円
- 6 添付書類
 - ・領収書等の写し
 - ・完了後の写真
 - ・その他村長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

様

東京都三宅島三宅村長

三宅村宿泊事業者等支援補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった三宅村宿泊事業者等支援補助金については、三宅村宿泊事業者等支援補助金交付要綱の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- 1 補助金確定額 円
- 2 交 付 条 件 補助金交付完了後5年以上継続して事業を行うこと。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

東京都三宅島三宅村長 様

申請者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（個人の場合は商号又は名称、代表者の氏名）
（法人の場合は法人名、代表者の氏名）

三宅村宿泊事業者等支援補助金交付請求書

年 月 日付で額の確定のあった三宅村宿泊事業者等支援補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先 この請求に対する支払金額については、次の金融機関口座にお振り込みください。

金融機関名	銀行・信用組合	本店・支店
預金種目		
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

※口座名義人は申請者（請求者）と同一であること。

※振込を正確に行うため、通帳（名義人・番号部分）のコピーを添付すること。